

意匠権	判決年月日	令和5年9月6日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和4年(行ケ)第10133号		

○ 審決が認定したものとは異なる先行意匠を認定した上で、登録意匠は意匠法3条1項3号に該当するとして、無効審判請求を不成立とした審決を取り消した事例

(事件類型) 審決(無効不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 意匠法3条1項3号

(関連する権利番号等) 意匠登録第1652308号

(審決) 無効2021-880013号

判 決 要 旨

- 1 本件は、意匠に係る物品を「運転席用、助手席用、運転席と助手席との間のセンター用、二列目用を一組として構成される自動車用フロアマット」とする意匠(本件登録意匠)についての無効審判請求不成立審決に対する取消訴訟である。本件審決は、原告が主張する先行意匠につき、本件登録意匠の出願日(本件出願日)前に公然知られた意匠であったとはいえないし、原告が提出した証拠によってはこれを認定できないなどとした。原告は、取消事由として、意匠法3条1項3号該当性の判断の誤り、とりわけ、先行意匠の認定及び公知性の判断の誤りを主張した。
- 2 本判決は本件審決を取り消したところ、その要旨は次のとおりである。
 - (1) ウェブサイトのアーカイブ、カタログ、設計図面、検品時写真等に表れている製品の形状、商品名、品番、製品コード等に照らせば、原告が提出した証拠を用いて、先行意匠を認定することができる。
 - (2) 先行意匠は、これに係る製品が一般に販売されることにより、本件出願日前に公然知られた意匠であったと認められる。
 - (3) 本件登録意匠と上記証拠により認定した先行意匠とを対比すると、本件登録意匠は、同先行意匠に類似するものと認められ、意匠法3条1項3号に該当する。